

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年7月5日（水）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 入 江 猛（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 水 上 周（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 山 下 裕 之（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 古 賀 由紀子（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 清 水 登（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 森 岡 かおり（第一東京弁護士会所属）
弁護士 松 澤 邦 典（東京弁護士会所属）
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めさせていただきます裁判官の入江と申します。刑事6部で裁判長を務めております。どうぞよろしくお願いたします。本日は、平成28年2月以降に終わった事件のうち、否認事件すなわち犯罪事実には争いがあった事件を御担当いただいた裁判員の方々にお集まりいただきました。

それでは、まず私のほうからそれぞれ経験者の方が担当された事件の概要をお一人ずつごく簡単に説明させていただきます。その上で、担当された方から全般的な感想、事件はこんな感じだった、こんな感想を持ったということを書いていただければと思います。具体的なテーマに関する事柄につきましては、その後で皆様から感想をいただいた後に項目ごとに御意見を伺うことにいたします。

まず、1番の方が担当された事件ですけれども、交際していた被害者から、被害者が同居している知人と性的関係にあると聞かされて嫉妬し激高して、背後から鋭利なナイフで突き刺してけがを負わせたが、死亡させるには至らなかったという殺人未遂の事案です。争点は三つありまして、殺意があったか否か、責任能力の有無、殺意があった場合には中止未遂が成立するか否かという点であり、職務従事期間は8日間でした。それでは1番の方、全般的な感想をお願いいたします。

1番

一言で言えば長かったですね。初めての経験なので。話を聞いている中で、もっとこの人から話を聞きたいなと思うことがあっても、その人からはもう話を聞く機会がなかったり、次の人の話を聞いて前の人にもう一度聞いてみたいなということもやっぱり聞けなかったんで、それはとても不満というか何というか、進める中で悩んだ部分ではありましたね。

司会者

そうおっしゃる方が結構多くいらっしゃいますね。それでは次に、2番の方が担当された事件は合計で5件ありまして、起訴事実としては、路上での強制わいせつと強制わいせつ致傷が各1件、被害者方アパートに侵入してわいせつ行為に及ぼうとして未遂に終わったものと実際にわいせつ行為に及んだものが各1件、最後はわいせつ目的で女性方アパートに侵入したという侵入の事件です。うち2件で犯人性が争われ、別の2件では犯行態様やわいせつ目的が争われ、職務従事期間は10日間でした。それでは2番の方、全般的な感想をお願いいたします。

2番

初めての経験で大分緊張したんですが、どうやって罪が裁かれるかという一連の流れを経験させていただいて、司法の仕組みというのを少し垣間見た気がします。今回はわいせつ事件だったんですが、もう少し厳罰化してもい

いのかなという全体の心証を持ちました。以上です。

司会者

ありがとうございました。3番の方が担当された事件ですが、この事件は、精神障害を患っていた被告人が、同じアパートに住む被害者からうるさいという苦情とともに出ていくように言われて腹を立て、2日間にまたがって暴行を加えて被害者を死亡させたという傷害致死の事案です。争点は被告人の加えた暴行の態様、時期がどうだったかという点と、被告人の加えた暴行と被害者の死亡との間に因果関係があるか否かという点でした。職務従事期間は7日間でした。それでは3番の方、全般的な感想をお願いいたします。

3番

被告人の方が心神耗弱状態であったということで、それをどう取り扱っていくというか、それを加味しつつ評議を行うということの迷いと申しますか、非常にデリケートというか、本当に有罪・無罪、やったかやってないかの裁判ではなかったもので、こういうことがこの世の中にはあるのだなということを実感しつつ、一つ一つ進めていくような裁判だったなという印象は持ちました。以上です。

司会者

検察官と弁護人との間では、被告人が心神耗弱だということに争いがなかったということですかね。

3番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。次に、4番の方が担当されたのは、被告人が氏名不詳者らと共謀してウガンダから覚せい剤約10キログラムをスーツケース内のコーヒー袋に隠し入れて日本に持ち込もうとし税関で発見された覚せい剤取締法違反、関税法違反の事件です。争点は、覚せい剤がコーヒー袋の

中に隠されていたことの認識の有無でした。通訳事件で、職務従事期間は7日間でした。それでは4番の方、感想をお願いいたします。

4番

事件の内容は非常に明確でございまして、大量の覚せい剤を国内に持ち込んだと。ただ、本人は、これは人に頼まれて持ってきただけで自分が意識的にそれをやったんじゃないというところが一つの争点だったと思います。本当に彼がそういう認識をしていたかどうか、例えば彼はウガンダの人なんですけども、ウガンダで受け取った相手方、そういう人を現地で実際に調べ上げればその辺が明確になったんじゃないかという気がしてなりません。以上です。

司会者

ありがとうございました。5番の方が担当された事件は、被告人が帰宅途中の被害者からバイクで追い抜きざまにショルダーバッグをひったくろうとして被害者を路上に引きずってけがを負わせたという強盗致傷の事案と、その際の無免許運転の事案です。争点は、強盗致傷において被告人のひったくるという行為があったか否か、それから被告人の責任能力の有無という点でした。職務従事期間は8日間でした。それでは5番の方、感想をお願いいたします。

5番

はい。女性のほうが裁判員の数が多かったんですけれども、最初から最後まで皆さん結構意見をちゃんと言えたなと私は感じました。8日間、最初は長いかなという感じがしてたんですけれども、始まってみたら思ったほど長く感じませんでした。私自身もいろいろ考え、自分の考えも言えたのではないかなとっております。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番の方が担当された事件は、被告人が元交際

相手の家に侵入して当時11歳の元交際相手の娘さんを姦淫し、強姦してけがを負わせたという強姦致傷の事案です。被告人が全面的に否認して被害者方への侵入の有無、姦淫の有無などを争って争点となりました。職務従事期間は8日間です。それでは6番の方、感想をお願いいたします。

6番

まず、この裁判員に選ばれたということで驚きながら、それで事件のあらましを伺ったところで、被告人が外国人であったと、しかも被害者は子供さんだったということで、二重三重の驚きというか、そんな事件を担当するのかなという多少の戸惑いみたいなものはありましたけれども、裁判官の方々の助言ですとか、うまく導いていただく中で、うまく審理が進めたんじゃないかなというふうに今では思っております。いい経験をさせていただいたかなという全体的な印象です。以上です。

司会者

ありがとうございました。7番の方が担当された事件は、被告人が氏名不詳者らと共謀してスペインから覚せい剤約800グラムをスーツケース内に隠し入れて日本に持ち込もうとして税関で発見されたという覚せい剤取締法違反、関税法違反の事件です。争点は、覚せい剤がスーツケース内に隠匿されていたことの認識の有無でした。通訳事件で、職務従事期間は6日間だったようです。それでは7番の方、感想をお願いいたします。

7番

私も4番の方と同じような事案を担当させていただいたんですが、ラトビアのほうから運んで羽田に入ってきたというような事件でございまして、その関係者がすごく少ないというんですかね、関係者の参考意見というのがなかったもんですから、被告人と検察官と弁護人の3人のいろんなやりとりの中から、どうしても偏った考え方にならざるを得ないのかなというところがございました。しかし、担当された裁判長の方にてきぱきと話を進行してい

ただきまして、何とか結審まで行けたのかなというような感想でございます。
以上でございます。

司会者

ありがとうございました。8番の方が担当された事件ですが、被告人が共犯者2名と共謀の上、身代金目的で成人男性1名を自動車内に監禁するなどして傷害を負わせ、被害者の実母に身代金3000万円を要求したという逮捕監禁致傷、身代金目的の拐取、それから拐取者身代金要求の事案です。争点は、被告人らが被害男性を自動車に押し込む際に被告人が被害者の顔面を殴ったか否かという点にありました。職務従事期間は6日間でした。それでは8番の方、全般的な感想をお願いいたします。

8番

争点が幾つもあって、それも一つの苦労した点でしたが、争点が量刑だということで、弁護側、検察側の両方の側からの量刑も違いましたし、身代金を目的にさらうという事案がもともと少なかったもので、それをもとに量刑を決めるというのも一つ大変だったかなと思いました。以上です。

司会者

確かに珍しい事案ですね。争点は、被告人が被害者の顔面を殴った否かというのを申し上げましたが、少し論点としては小さくて、量刑のほうに比重がかかった事件かなと思います。ありがとうございました。

今まで全般的な感想を述べていただきましたけれども、今回のテーマは分かりやすい審理ということですので、公判審理の順序に従いまして、項目ごとに御意見をもらいたいと思います。まず、証拠調べの最初に行われます冒頭陳述、すなわち証拠によって証明しようとする事実につきまして当事者、検察官・弁護人のほうから主張、事件の見立てということが述べられるわけですが、そのような主張が分かりやすく、しかも証拠そのものではなくて主張ということで、うまく理解できたかどうか、争点がうまく理解でき

たかどうかについてお伺いをしたいと思います。それでは1番の方お願いします。

1番

はい。私は分かりやすかったと思います。個人的に傍聴というのに何回か来たことがあったんですけど、傍聴では手元に渡してもらえない資料を裁判員として見ることができ、とても分かりやすく書いてあったので、とてもよく理解できました。

司会者

その段階では、証拠そのものじゃなくて当事者の主張なんだということも理解できましたか。

1番

できました。

司会者

そうですか。ありがとうございました。それでは次に2番の方、お願いいたします。

2番

冒頭陳述メモというのを渡されて、それに沿って流れが進んでいたの、私も大変分かりやすかったと思います。否認した事案で、何が争点なのかというのが明確化されていたので、分かりやすかったと思います。以上です。

司会者

事件が5件あって、犯人性とかが否認されている事件と認めている事件とがありましたね。

2番

はい。

司会者

それで、事件ごとにその冒頭陳述もされたということになりますかね。

2番

はい。メモを渡されて分かりやすかったです。

司会者

それでは3番の方お願いいたします。

3番

冒頭陳述は、特に検察官の方が用意してくださった冒頭陳述メモというのが非常に出来がよいと申しますか、まとまっていて、分かりやすかった反面、弁護人の方の冒頭陳述メモがレジュメ程度と申しますか、箇条書きにしかただけのもの、プラス、さほど真を突くような陳述ではなかった記憶がありました。弁護人の方はどういうところを争点にして弁護をされたいのかなというところがいまいち見えてこなかったもので、何となく物足りなさというか、五分五分で闘っている感じではないなという印象は受けました。分かりやすさに関しては、検察の方のほうが分かりやすくはありました。

司会者

検察官のほうで争点とかは記載されているから、争点の内容自体については分かったということになるんですか。

3番

そうですね。

司会者

弁護人の冒頭陳述は、それとうまくかみ合っていないということもあるんでしょうか。

3番

そうですね。何か弁護人の方がどこをどう争いたいのかというところがいまいち、はっきりしなかったもので、何か審理自体も、ある事実に対してそれを反論するとか、そういった形ではなくて、これは何を争ってるんだろうという感じで進んでしまったところの発端が、もう既に冒頭陳述のところであ

ったのかなと感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは4番の方お願いします。

4番

検察官及び弁護人の冒頭陳述で十分理解できました。

司会者

弁護人のほうの冒頭陳述についてはいかがでしたでしょうか。検察官と弁護人の両方でということですか。

4番

はい。両方とも十分理解できました。

司会者

ありがとうございました。5番の方はいかがでしょうか。

5番

3番の方とちょっと似てるんですけども、検察官の陳述メモというのが、私の記憶だと、たしか色付きだったかなと思うんですけども、とても見やすかったし、また話し方もすごく分かりやすかったので、頭の中で整理がしやすかったです。弁護人の方の冒頭陳述は、話し方の問題だと思うんですけども、ちょっと聞き取りづらい部分がありまして、それで紙を見たら分かったんですけど、その冒頭陳述のメモも、検察の方の作ったものと比べると、文が箇条書きになってるだけで、争点とかもちょっと分かりづらい感じでしたね。なので、メモで言うと検察の方の作ったメモのほうが一目瞭然で分かりやすかったです。

司会者

一目瞭然と言われましたけども、検察官のメモはA4で1枚のもので、弁護人のほうはA3で1枚になったメモなんですけれども、どこら辺が検察官のメモのほうが分かりやすかったということになるのでしょうか。

5 番

そうですね。事件の概要，事件の内容，争点，特に争点のところが，これについてこれからちゃんと見ていくんだなということがぱっと見て分かる。弁護士の人の冒頭陳述というのは，よく読んでいけばよく分かるんですけども，全部読まないで争点がよくつかみ切れないところがあったような記憶があります。

司会者

ありがとうございました。それでは6 番の方お願いします。

6 番

私も今の3 番，5 番の方と似たような意見になってしまうんですけども，検察のほうで作っていただいた冒頭陳述メモというのは，本当に裁判員裁判のために作っていただいたようなメモで，非常に分かりやすく整然として順を追って，どこが争点になるのかというようなことを話をしていただいて，非常に分かりやすく感じられました。あと，弁護人側のほうに作っていただいたメモにつきましては，ざっくり全体的な部分でというような形で，検察側のものに比べるとちょっと物足りなさを感じたというのは否めないですね。

司会者

ありがとうございました。それでは7 番の方お願いします。

7 番

皆さんおっしゃるとおり，検察官の冒頭陳述メモというのはかなり分かりやすく書いてありまして，主な争点とかそういったところでびしっ，びしっとして核心に触れてるところがあるんですが，残念ながら弁護側のほうの言いたいことというんでしょうかね，否認する理由というものに対してかなりくどくど書いてありまして，結局，要点，主張したいところがどこなのかが，私の頭の中では整理できなかったのかなといったところがございました。

司会者

ありがとうございました。それでは8番の方お願いします。

8番

量刑を決めるに当たってさまざまな証拠が必要かなと思ひまして、時間とかも書いてある検察側のメモが見やすかったかなと。それに対して弁護人のメモは、注目していただきたいことをぱっと書いてあるだけで、証拠を幾つか欲しい側にとっては、意見が簡単にまとめてあって、証拠不十分だったかな、意見を出すのにちょっと不十分だったかなとは思ひました。

司会者

まだ証拠調べ前ですので、冒頭陳述はこれから行ふ証拠調べの指標みたいなものになることが多いかと思ひます。8番の方の事件では資料の中に冒頭陳述要旨というのが入っておるんですが、その1枚紙のメモの他に、これは読み上げ原稿になるんでしょうか、これも配られたんでしょうか。

8番

これは評議の段階ではないですね。

司会者

これはなかったんでしょうか。それとも、配られたかもしれないけど、あまり見返さなかっただけということなんんでしょうか。

8番

評議の段階ではこれは見てないですね。

司会者

裁判員裁判が終わった後でアンケートに記載をしていただいているんですけども、それを見ますと、裁判が始まった直後の段階では、情報量が多くて理解が大変だという意見が記載されることも結構あるのですけれども、その点についてはいかかでしたでしょうか。冒頭陳述も、その意味で情報が詰め込み過ぎだったかどうかという点について、そうお感じになられた方はお

られますか。1番の方、どうでしたでしょうか。

1番

医師の専門家のところは資料が多くて大変でした。

司会者

それはもう証拠調べに実際に入ってからということですかね。

1番

そうですね。はい。

司会者

分かりました。何か付加される方はおられますか。冒頭陳述のこの段階でということ。参加されている検察官、弁護士の方から何か御質問ございますでしょうか。

山下検察官

よろしいですか。

司会者

どうぞ。

山下検察官

検察官の冒頭陳述について、もう少し詳しい内容のものを提示していただけるともっとよかったんだと、逆にそういう感想を持たれた方はいらっしゃいますでしょうか。

司会者

いかがでしょうか。検察官のほうでは思わせぶり冒陳とって、期待を持たせるような感じの短めの冒頭陳述をされることが最近では多くて、枚数もA4で1枚ぐらいのものも結構あるかと思うんですけども、今の検察官の御質問は、もっと詳しいものの方がいいと思われた方がおられたかどうか、いかがでしょうか。そう思われた方。ちょっと手が挙げにくいですかね。そうでもない、適切だったという話になるのでしょうか。

山下検察官

手頃な感じという感じですかね。

7 番

初めてなもんですから、これが多いのか少ないのか、あんまり比較ができないんですよね。ですから、私の素直な意見なんですけど、こんなもんかなという感じですね。

山下検察官

ありがとうございます。

司会者

他の方はいかがでしょうか。御自身の事件で、比較はできないにしても、やっぱり量が多過ぎて理解するのに大変ということになれば、やっぱり量が多かったかなという話にもつながるかもしれないんですけども。そこら辺は大丈夫だったということなんでしょうか。森岡弁護士の方は何かありますか。

森岡弁護士

弁護士の森岡から質問させていただきます。この会では、検察官の冒頭陳述メモに対して弁護人の配布資料が非常に分かりにくいという御指摘はよくいただくところです。確かに何件かの事件では弁護人が文章の配布資料をお配りしたり、あとはお配りしていなかったりというケースがあったようです。検察官は立証責任を負っているので、事案の概要であるとか、こういう証拠がありますとか、これからこういうふうに立証しますというのが分かりやすいところではあるんですね。弁護人のほうは、例えばこの部分について争いますとか、ここの部分についてポイントになってますというような冒頭陳述をすることが多いので、なかなか時系列にはなりにくいという形状のものがあるんですが。こんなふうな冒頭陳述だったら分かりやすかったらどうか、あと、こういうような配布資料があるといいなというような御意見があ

りましたらお願いいたします。

司会者

なかなか難しい質問かもしれないんですけども。何か感想でも結構ですが、御意見いただければと思うんですけども。どうぞ。

3番

私の事案に関してですと、弁護人の冒頭陳述というメモがございまして、それに沿った形で冒頭陳述をされてると思うんですが、この裁判のポイントという形でしか書かれておらず、ポイントというのは、ちょっと申し訳ないんですけど、こちらでも分かるよというところはあるんですよ。聞いてればポイントは分かるので、わざわざ弁護人の方にポイントと書いていただかなくても、むしろ弁護人の主張としてここが我々の争いたい場所なのですよというところを明示していただけると有り難いかなと感じました。ポイントというのは、後々評議でも、絶対にそれは弁護人の方が言ってなくても評議される箇所ではあるので、弁護人の主張としてもうちょっと明確さが欲しかったかなという感じは受けました。以上です。

司会者

ありがとうございます。他の方がいかがでしょうか。ちょっと他の方からは意見がないようですが。いいですか。

森岡弁護士

はい。とても参考になる御意見でした。ありがとうございました。

司会者

他の参加者の方からはよろしいでしょうか。それでは、次に証拠調べのところに入りまして、証拠調べが分かりやすかったかどうか。これは大きく分けまして、証拠書類や証拠物などの取調べと証人尋問とか被告人質問などの人証とに分けられると思いますけれども、まず証拠書類の取調べについて、どういうことを立証するものなのかということが分かったかどうか。要する

に、これは何を立証するためなのかなというところが、後で評議室で聞かないと分からないというようなことにならなかったかどうかとか、供述調書とかですと朗読は分かりやすかったか。あと、写真とか図面とかが出てきたりしたとすれば、それについて理解するのに問題はなかったかどうか。まずこういう点について御意見を伺いたいと思います。これは逆から行って8番の方からお願いできますでしょうか。

8番

法廷で見聞きした証拠も大変見やすかったです。検察側からの動画であったり写真であったりも見やすく、法廷に持っていったメモと見比べても分かりやすかったです。それに対して弁護側からの証拠は、口頭だけで写真とかもあまりなくて、メモと見比べても、検察側と比べたらなかなか入ってこなかったかなとは思いました。以上です。

司会者

今、動画というお話が出たんですけれども、どんなようなものなんでしょうか。

8番

防犯カメラです。

司会者

防犯カメラは、その映像がたくさん出てきたんでしょうか。

8番

1回だけですね。どういう動きをしていたのかとか、どこを負傷して、本当に痛がって歩いていたのかというのも見やすかったです。

司会者

何分ぐらいのものなんですか。

8番

短かったですね。何十秒とか、それぐらいです。

司会者

ありがとうございました。それでは7番の方お願いします。

7番

はい。私の場合は、証拠の物件というのは基本的にスーツケース一つで、あとは税関で撮った写真でしたんで、別に普段スーツケースなんか見てるもんですから、分かりやすかったかどうかという御質問でしたら分かりやすかったのかなというところですね。

司会者

ありがとうございました。それでは6番の方お願いします。

6番

はい。写真ですとか、今回の事件があったのは家の中でしたので、その家の間取りとかの図面に対する説明というのは非常に分かりやすくしていただいたかなと思います。あと、その証拠の写真の中で、例えば携帯電話の画面であるとかが、最終的にこれで何を言いたいのか、実際それが写ってたから何なのかという部分で、後から論点といいますか、評議室の中で皆さんでちょっと話をしたのは事実です。今回の事件では、証拠みたいなものが割と少なかったのかなと思う事件でしたので、なかなか的を射たような証拠物件というものの写真が少なかったような気はいたしました。

司会者

その携帯電話というのは、携帯電話でのやりとりが証拠になって出てきたということですか。

6番

ですとか、今回携帯電話でアラームを鳴らすみたいなのところがあったんですけれども、そのアラームの設定をしたとかしないとかというのは、証拠の写真のときに、事件当時のものだったのか、後からしたものなのかですとか、事件が起きて3年経ってからの裁判でしたので、いつのときの画面なんだと

かというような部分も論点の一つになったりはしたんです。ですから、例えばアラームをセットしてある時間が画面に出ますというところがあって、じゃあ、そのセットはいつしたものなんだろうみたいなところが、後から話の中で出て、結局それが実際の裁判の中での論点になるのかならないのか、ならないんじゃないかというような意見とかというのが出たりしたんです。

司会者

それは検察側の提出してきた証拠ということですか。

6 番

そうですね。

司会者

法廷でそれを見聞きしたときには、これがどういう関係での証拠かというのが分かりにくかったと。

6 番

そういうことですね。それが後でみんなの中でも話題になったというところでしょうかね。

司会者

それから、事件が強姦致傷ということの関係で、何か心理的に負担を感じるような証拠というのは出てきましたでしょうか。

6 番

私たちがということですか。

司会者

そうです。何かちょっとどぎつくて、えっと思うような感じで、後々まで精神に負担を感じるような証拠というのはありましたか。

6 番

実際に目で見ると、そういう写真とかはなかったんですけども、被害者が子供さんで当時 11 歳というところで、やっぱりひどいなという思いはありま

したけれども、それが後に何か引っかかるということは特になかったと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは5番の方をお願いします。

5番

ひったくりの行為を防犯カメラで見たんですけれども、それがいまいち映りがよくなって、肝心のところがはっきり見えなかったの、みんなで何度も何度も防犯カメラを見直して、それできっとここはこうなってるねというような感じで一つ一つみんなで整理をしていったと記憶してます。なので、防犯カメラがもっとクリアだったら、もっと簡単にそのひったくりの行為というのがはっきり分かって、早く結論が出たんじゃないかなと思います。あとは、モニターで、たしか現場の地図とかが出てきたような気がするんですけど、その地図とかに関してちょっと分かりづらい部分があって、そういうこともまた部屋に戻ってきて評議のときにみんなで整理をし合っというようなことをして、だんだん頭の中で整理ができていったような記憶があるので、法廷で全部すぐに分かったわけではなかったです。

司会者

地図が分かりにくかったというのは、どういうところが分かりにくかったということなんでしょうか。

5番

何か絵を見て、こっちから来たとかこっちから来たとかそういうような話とかもあったときに、何となくはっきりしないものがありました。

司会者

要するに、どちら側から撮ってるのかとか、通りのどっちを写してるのかとかいうのがよく分からないということですか。

5番

そういうことですね。話だけ聞いていると、ちょっと整理できなかった部分がありました。

司会者

ありがとうございました。それでは4番の方お願いします。

4番

証拠としては明らかに覚せい剤とそれを包むコーヒーの袋というのがあったんで、そういうのが証拠といえれば証拠として非常に分かりやすい証拠品であったと思います。

司会者

特に証拠書類の取調べの中では、理解に困るようなものはなかったですか。

4番

なかったです。

司会者

それでは3番の方お願いします。

3番

はい。証拠書類に関して、現場の写真を多数と、あと警察署の道場のようなところで現場を再現した写真をたくさん用意してくださって、それを見ながらいろいろと事件の状況はこういったものだったというあらましを見せていただいたので、非常に分かりやすく、また検察の方も弁護人の方もいわゆる明朗闊達と申しますか、非常に分かりやすい弁舌で、それを見る分にはするする入ってくるのですけれども、いざ評議の段階で部屋に戻ってくると、手元に何か見取図が欲しいなとか、現場周辺の地図が欲しいなとか、そういった状況が発生したこともありまして、そういったものがあるといいのかなという感じはしました。法廷で見るものに加えて評議の際に参考になるような資料として、事件現場の建物の見取図であったりとか現場周辺の地図であったりとかがあると、という点で、改めて評議をしてみるとそこが不足して

いるなという感じは受けました。以上です。

司会者

傷害致死の事案ですけども、何か心理的に負担を感じるような証拠書類というのはありましたでしょうか。

3番

ないですね。

司会者

それでは2番の方お願いします。

2番

現場写真と地図が提示されたので、こういった状況でその建物が建てられているとか、一般の方は入りづらいただろうなという状況はすごくよく分かりました。ただ、被害者が履いていたストッキングが犯人によって破られたという事案で、それが黒いストッキングで、どこがどう破られていて、そういうのが全然見えづらくて、そこがちょっと判断に迷ったのと、あと犯人が防犯カメラに多数写ってる写真がモニターに映されたんですが、モニターが小さくて少し認識しづらかったので、もう少し拡大した写真を映していただけたらよかったのかなと思いました。あとやはり、6番さんが言ってたんですけど、映っていたことが何を意図して映されているのかが少し分かりづらくて、被告人がマンションの防犯カメラに映っている映像が出て、私は邸宅侵入のときの犯行現場の防犯カメラだとずっと認識してたんですけど、実は犯人の当日の服装を検察官の方が提示するために、被告人自身のマンションの防犯カメラに映っていた被告人の服装はこれでしたよということを言いたいがために映された写真ということを後で認識して、何を意図してその映像が出されているのか、その場で解説してくださると分かりやすかったのかなと思いました。以上です。

司会者

複数の、五つ事件があったわけですので、それらをまとめて述べていただいたということになるかと思うんですけども、1点は被害者が履いていた黒のストッキングが破れている状況が、写真ではどこがどう破れているのか、どのくらい破れているのかが分かりにくかったということですか。

2番

はい。

司会者

それからもう1点は、防犯カメラの写真が、映りが小さくて分かりにくいということですか。

2番

そうですね。ちょっと分かりづらかったです。

司会者

それは被告人がどこか歩いているところの写真とか、そういうことですかね。

2番

女性を追尾しているところの写真とか、モニターに映された写真が小さくて少し見えづらかったです。

司会者

比較的大きな画面だとは思いますが、それでも見にくかった、小さかったということですか。

2番

はい。

司会者

それから、マンションの防犯カメラで被告人の姿が映っているものが、被害者方のマンションでの防犯カメラの映像と、勘違いというか、当初はよく分からなくて、その部分を検察官が立証のときにはっきり述べてほしかった

ということですか。

2 番

はい。

司会者

もう 1 点は何でしたっけ。

2 番

地図と写真が実際に照らし合わせて出されたので、とても分かりやすかったです。

司会者

そこは分かりやすかったんですか。

2 番

はい。現場の写真に関しては。

司会者

ありがとうございました。では 1 番の方お願いします。

1 番

実際に使われたナイフを見たり、室内の見取り図と写真もあって、位置関係が分かったり、部屋の明るさの状況なんかも説明をしていただいたり、アルコールをどれぐらい飲んだかとか、事件の直後に、被告人と被害者がメッセージをやり合ったLINEのメッセージの時系列みたいなものを出していただいたので、とても分かりやすかったです。刺したところの血痕の写っている写真をモノクロで出していただいたので、心理的にも特に問題なかったです。今、質問されてる内容とはちょっと違うのかもしれないんですけど、被告人は抱きついたら刺さった、被害者は出ていこうとしたら刺されたという話が出て、どちらか我々に判断しなさいと出されたんで、これは白黒ついた状態で我々に提示されるんじゃないのと、ちょっとどきっとしたというか困ったんで、そのぐらいですかね。内容についてはとても分かりやすかった

です。

司会者

今、血痕の話が出ましたけれども、どんな写真が出たのでしょうか。

1 番

刺した後の血の付いたシャツの写真ですかね。それをモノクロで出していたので、特に心理的な負担はなかったです。

司会者

血の付いたシャツの写真は、どういうことを立証するために出されたということだったのでしょうか。

1 番

服の切れている長さとかを見たりするためにだと思います。

司会者

それはやっぱり必要だというふうにお感じになりましたか。

1 番

そうですね。とても参考になりました。

司会者

そうですか。他に追加でお話ししておきたいということはありませんでしょうか。防犯カメラの映像とかがたくさん出て大変だったという方はおられますか。どこを映しているのかよく分からないとか。スマホのLINEのやりとりとかがたくさん出て大変だったとか、理解が難しかったとか、そういうのはないですか。それ以外のことでも結構ですけど、何か付け足して述べておきたいという事柄がある方はおられますか。

8 番

共謀した1人が友人に犯行前、結構電話をしていて、確か検察側から犯行日も含めて、電話をした日にちと時間が全部合わせて何百回とか証拠が出たんですけども、画面に1分ぐらいではあっと見せられても、分かりづらかつ

たかなとは思いますが。日にち、時間、誰から誰にというのがばあっと出て、それを1分ぐらいで全部見て、メモとか照らし合わせるのはちょっと難しかったかなとは思いますがね。そこを例えば何日に何回という本当に簡潔にまとめてあると見やすかったかなとは思いますが。それと、この事件で大変重要だったのが、被告人がナイフを突きつけて殴って、それで眼鏡が飛んだという一連の流れがあって、被告人が言うのと被害者が言うのがもちろん食い違っていて、ナイフを使った、殴って眼鏡が飛んだというのがあるって、それをやったやってないというところで、証拠にナイフと眼鏡の写真がなかったんですよ。証拠がないところで、どうやってそれを証明するのかというのが、評議の段階で一番迷ったところなんです。こちら側としては、話し合うのにその写真、証拠があると大変よかったかなとは思いますが。

司会者

他の方で付け加えて述べておきたいという事柄がある人はおられますでしょうか。よろしいですか。では、参加されている方から御質問等あればお願いいたします。

牧野弁護士

いいですか。

司会者

どうぞ。

牧野弁護士

8番の方にちょっとお伺いしたいのですが、先ほど冒頭陳述の段階から弁護人は証拠が少ない、それから証拠のところでも検察官は写真とか動画を出したけども、弁護人は口頭だけだったということなんですが、口頭だけというのは、具体的には書類か何かを読み上げただけというようなことなんでしょうか。

8番

そうですね。この冒頭陳述メモを具体的に説明をしてくださっただけで、その争ってる点の証拠であったりとかを、ナイフとか眼鏡とかあればよかったですけども、それはなくて、このメモを掘り下げた口頭だけの説明でした。

牧野弁護士

口頭だけの説明というのは、弁護人が自分で主張したということじゃなくて、証拠として何かを読み上げたんですか。口頭という場合に、弁護人が自分で冒頭陳述なり弁論で言う場合は主張ですよ。口頭で言う場合に、それは証拠として何かを口頭でしか出してくれないというふうにさっき私は聞いたんですが、そこで言う口頭で出した証拠というのは何かというのがちょっとイメージがつかめないのですが。

8 番

口頭での証拠は、じゃあ撤回します。

司会者

冒頭陳述とか弁論でされた部分のことを言われたという趣旨になるんでしょうか。何か証拠書類で弁護人が証拠を出されたということはなかったということなんですかね。

8 番

そうですね。

司会者

そうすると、基本的には証人尋問での反対尋問を通じて弁護側の主張を立証するという形とか、被告人質問での質問を通じて被告人側の言い分を立証するとか、そういうのが中心だったという理解でいいでしょうか。

8 番

そうですね。それが多かったですね。冒頭陳述メモの段階では比較的掘り下げた段階で終わって、その後の証言に対しての質問が多かったです。

牧野弁護士

分かりました。

司会者

いいですか。

牧野弁護士

はい。

司会者

冒頭陳述の段階ですので、これから立証しようとする事実を弁護人のほうで口頭で述べたということになるかと思えますけど、その冒頭陳述の内容は分かりやすかったでしょうか。もう1回戻って、そこはどうだったでしょうか。

8番

要点はまとめてあって、注目していただきたいことも書いてあって分かりやすかったんですけど、なかなか争いのポイントが少ないかなとは思いました。

司会者

他の参加者の方はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、証人尋問、被告人質問に入らせていただきたいと思えます。具体的には質問の意図が分かりにくいというようなことがあったかどうか。要するに検察官・弁護人の質問の意図が理解できたかどうか。また、聞き方ですね、例えば早口であるとか口調がきついか声が小さいとか、そういうようなことがあったかどうか。それから、重要でない点に時間を割いていると感じたようなことがあったかなかったか、これら以外でも結構ですので、御意見をお願いしたいと思います。それでは8番の方からお願いします。

8番

検察側からの質問は大変分かりやすくて簡潔で聞きやすかったですし、特

に無駄なところもなかったかなと思います。逆に弁護人からの質問は、自分は端のほうに座っていて場所が悪いというのもあったんですけども、声が小さくてちょっと早口で何を言ってるのか分からない部分もありました。あとは質問の内容として、その質問に対して掘り下げていって、最終的にその質問はこの事件に対して関係あるのかなという質問も幾つか見受けられました。以上です。

司会者

それは弁護人からの質問ですか、検察官からの質問ですか。

8番

弁護人からです。

司会者

ありがとうございました。では7番の方お願いします。

7番

はい。私も8番の方と全く同じなんですけど、弁護人の方の声が小さいんですかね、すごく聞き取りづらかったという印象がありまして、検察官と弁護人との質疑応答みたいなのがあるんですけども、検察官のほうの声が大きくて、はっきり物を申してる感じはしたんですけども、弁護人の方の声はちょっと小さくて、ちょっと理解ができなかったところもあったのかなと思います。あと、弁護人の反対尋問の中で被告人と被告人の妻とのメールの交換について、愛してますよとかそういうメールをただ読んだだけで、そこがそんなに重要ではないのに何か時間だけとったように感じて、被告人には覚せい剤という認識はないということを証明したかったんだとは思いますが、我々には弁護人の意図したことはちょっとなかなか伝わらなかったのかなという印象を持ちました。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。それでは6番の方お願いします。

6 番

私が印象に残ってるのは、証人尋問といいますか被害者の人に対しても質問があって、別室でモニターを通しての質問という形式をとってやりました。その際、被害者が年のあまりいってない女の子ということで、検察側も弁護側もその聞き方に対しては非常に気を使って、結構深いところまでは聞き切れないというところがジレンマみたいな形では残ったんですけども、被害者の方の今後のことを考えると、やっぱりそこまではし切れないのかなという印象がありました。あと、被告人に対しての質問等につきましては、被告人が外国人でしたので、私はやってないという答えしか引き出せないというか聞かなかったという中で、被告人に対しての質問事項はあまり覚えてない程度にしか認識してないです。やはり被害者の方に対しての質問が非常にインパクトが強かったかなと思いました。

司会者

要するに、別室でビデオを通じて、いわゆるビデオリンクという方式を使ったということだと思うんですけども、それは特に証人尋問をする上で、分かりやすさの点では別に問題はなかったということによろしいんですかね。

6 番

そうですね。分かりやすさの点に関しては特に問題はなかったですね。

司会者

では5番の方お願いします。

5 番

大体、検察官・弁護人の尋問の意図や狙いは理解できたんですけども、一部、弁護人の話し方の滑舌の問題なのか分かりづらいところがあって、それをちょうど裁判官が何ですかと聞き返してくれて、こうですとその後はっきり言ってくれたので、ああ、そういうことなんだと思って、ところどころ聞きづらいところがあったように思います。あと、何かバイクの扱い方とい

うか、不自由な手のほうでバイクをこうはできないと思うというような、そういう弁護人の説明がいまいちよく分からないけど、そこはちょっと分からないまま、そうなのかなと思った記憶があつて。でも、そこは記憶違いじゃなければ検察官がそれはどういうことですかと聞き返したようなこともちょっと記憶してるので、そこら辺がちょっと分かりづらかったように思います。

司会者

被告人の手が不自由でバイクの扱いがうまくできないからそういう犯行には及べないということを弁護側が立証しようとしたということですか。

5 番

そうですね。それでこっちには倒れてないだろうとか、バイクの仕組みも分からないので、バイクの倒れ方とかそういった話なんですけど、自分はバイクの知識がないので分からないまま、そういうものかもしれないなと聞いたような記憶はあります。

司会者

それは被告人質問の中でそういうやりとりがされていたということなんでしょうか。

5 番

記憶がはっきりしないです。

司会者

そうすると、そういう面について、検察官・弁護人、裁判所も含めてかもしれませんが、もう少しはっきり分かるようにしたほうがよかったところがあるということですかね。

5 番

そうですね。はい。

司会者

ありがとうございました。4 番の方お願いします。

4 番

私の場合は検察官・弁護人の尋問，質問というんですか，その狙いは十分理解できましたし，あれでよかったのではないかというふうに思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは3番の方をお願いします。

3 番

私の案件ですと，被告人の方が精神障害，心神耗弱状態ということもあり，検察の方は事件を立証するために起こってしまった事実から逆算というか，それを解析してこうであったという事実を出してくればいいんですけれども，弁護人の方が被告人質問をしても，答えられることは答えられるけれども，何というのか，社会規範からちょっと外れてるというか，その返ってくる答えもふわっとしているし，特に情状証人がいらっしゃるわけでもなく，何となく弁護人の方もやりづらそうなんだろうとは思いながらも，じゃあどこを弁護したいんだというポイントが全然，的を射ているなという感じではなかったのです。検察の方の尋問を聞いている分には非常に，そうだよな，そうだよなと思えたんですけれども，弁護人の方が何か質問なりなんなりをしても，若干その証人の方がちょっと気分を害したんじゃないかなというような場面も見受けられて，結局何が聞きたいんだろうというところがあったようには記憶しております。最終的に，じゃあ弁護人の方はどうしてほしいのかとなると，何か付度してくれみたいな感じだったので，証人尋問，被告人質問に関して言えば，弁護人の方の，もうちょっと的を絞った適切な質問があったほうが我々としても判断しやすかったのかなという気はします。結局判例とかに従って量刑を決めざるを得なかったのです，弁護人の方がどう言ったことによって，じゃあこれは配慮しようよというふうなことが，ちょっとそこまではなかったかなということは感じました。以上です。

司会者

証人の気分を害したという話が出てましたけれども、どういう証人だったんでしょうか。

3番

解剖医の方が解剖所見を出して、それに対して弁護人の方が質問したときに、いや、それはもう先ほど御説明しましたよねといったやりとりがあったように記憶していて、若干これは重複質問ではないかという感じは受けました。

司会者

弁護人のほうからの質問が、既に答えが出ているのにまた繰り返し聞くという場面があったんですか。

3番

そうですね。そういった場面と、それを聞いてどうするんですかみたいな、ちょっと的外れな質問というか、そういうやりとりがあったような記憶はちょっとありますけども、それは個人の感想かもしれないです。個人的に、この証人の方は気分を害してらっしゃるんじゃないかなと思ったという程度のことかもしれないですね。

司会者

ありがとうございました。では2番の方お願いします。

2番

今回はわいせつ事案で女性の方が被害者として証人として出てくることがあったんですが、検察側も弁護人の方も被害女性への配慮というのは見受けられて、特にひどい質問みたいなのはなかったですね。それはよかったなと思いました。ただ、被告人が真夜中散歩に出て被害女性を物色するんですけど、その点が明らかにおかしいんですけど、やっぱり遠回しに御質問されていて、何を意図してるのかというのがちょっと見えづらい場面があって、断

定的にあなたおかしいですよねと言えないんだなということは分かりました。

司会者

最後のは、弁護人側の質問がということですね。

2番

検察官の方の質問でも、何を意図して遠回しに聞いているのかが、少し分かりづらい場面がありました。

司会者

もう少し具体的に言えますか。

2番

例えば、踏切で被告人が荷物を置いて女性を襲いに行つて、犯行に及ぶんですが、その荷物を置いてきたということに言及するときに、防犯カメラを見て、あなたは女性の後を追尾するときに、この写真では荷物を置いてきますよねと質問して、だから犯行に及ぶために置いたんじゃないですかというその一言がなかったの、何を意図して荷物がある、ないを言っているのかが後になって分かったんですけど、その場面は。

司会者

要するに、聞き方として詰めが少し甘くなつていてうまくつながらないということと、質問が途中で終わつていて、きっちり最後まで聞き切るというような感じじゃなかったということですかね。

2番

はい。あとは裁判員の方に判断を委ねますねという、何か最後すっきりしない感じが残った場面がありました。

司会者

ありがとうございました。では1番の方お願いします。

1番

特に疑問はなかったように記憶してますね。意図とか狙いも理解できたよ

うに覚えてます。弁護士の方のお話もきちんと私は聞き取れたし。ただ、この人が証人に出てきてほしいなという人が、自分の中では出てこなかったの
で、あるとしたらそのぐらいですかね。

司会者

ありがとうございました。何か付加して述べておきたい事柄はございます
でしょうか。なければ、その次の部分の専門家証人とかについても話を伺っ
ていきたいと思いますが。まず、通訳を入れなければいけない事件が3件ほ
どございましたけれども、通訳が入った証人尋問とか被告人質問について、
何か分かりやすさという面で工夫や改善が必要だというふうにお感じになっ
た方はおられるでしょうか。まず4番の方いかがでしょうか。

4番

特に違和感は感じませんでした。ただ、時間がちょっとその分だけかかる
ということだけで、でもそれは仕方がないなと思います。惜しむらくは自分
自身が、例えば英語が聞き取れればもっといいなというふうには思いました
けれども、特には変わらなかったです。

司会者

通訳が入って時間が倍かかるというふうにはなるんですけども、内容的に
は特に通訳の内容にも問題はなかったというところですか。

4番

ないです。

司会者

6番の方はいかがでしょう。

6番

特に私も違和感とか改善すべきというところは特には感じなかったですね。
通訳の方も非常に素晴らしい方で、ぱっと聞いたらそのままぱっとお答えに
なったりとかというような部分もあったりして、非常に能力の高さといいま

すか、その辺もすばらしいなというふうに感じました。以上です。

司会者

7番の方は。

7番

私はですね、通訳を入れた尋問というのは感情が全く伝わってこないということが言えると思うんですよね。やっぱり通訳を通してますんで、被告人が訴えたいこと、言いたいことがあればそれなりに言葉に感情が入ると思うんですけども、ちょっと上のほうから見てるものですから、そこら辺の表情はなかなかつかみ切れないうですね。それが通訳を通しますと淡々とした感じになりますもんで、ストレートな被告人の感情がちょっと理解できないのかなとは思いますが。それはどうしようもないことで、今後翻訳機の発展に期待するしかないのかなとは思いますが、感情がワンクッション置くことによってストレートに私たちに伝わってこないというきらいはありますか。一応そんなところが感じたところでございます。

司会者

ありがとうございました。次に、医師などの専門家の方が証人として出られた場合についてお尋ねしますが、精神科医の尋問があった事件が3件ありますが、3番の方いかがでしたでしょうか。どういうふうに尋問がされていたかということも含めてお話しいただければと思います。

3番

専門家の方に関しては、用語を一つ一つきちんと説明していただきましたし、それに対する検察の方の質問も弁護人の方の質問も的確ですごく分かりやすく、被告人が今どういう状態であるのかというのをやりとりできていたので、精神科医の方の証人尋問に関してはスムーズにいったのかなという記憶はあります。

司会者

尋問の際には、最初から検察官とか弁護人が質問するんじゃないくて、精神科医の証人のほうで最初に説明をするというような、そういう形で行われたということですかね。

3 番

そうですね。被告人が今どういう状況にあるのかということのメモか何かもいただいてたような記憶があるんですけども、それにのっとってそれぞれ質問が行われて、最終的に今どういう状態にあるのかというのが明確に分かったので、非常に適切な証人尋問が行われたのではないかと。

司会者

その中で用語の説明もその精神科医のほうから最初にされたと、こういうことですかね。

3 番

はい。きちんとなされたということです。

司会者

解剖医のお話はいかがでしたでしょうか。

3 番

お話と申しますか、解剖の図が証拠写真のような形で出たのですけれども、それが若干分かりづらいと申しますか、何となく解剖写真をぼやんとぼやかしたような図が出て、どこがどう骨折しているか、どういう力が加わって骨折しているかということを争点にしていたのですけれども、その骨がどこにあるのか、どこが出血しているのかというのもいまいち分かりづらくはあったので、モノクロでも構わないので、もうちょっと簡易な、骨がこうなっていて、ここに傷があってというような図があるともっと一目瞭然で分かったのかなと。しかも何か平面図であったので、もうちょっと断面図としても欲しかったかなというところはありますね。グロテスクにしろとまでは言わないですけれども、もうちょっと何種類か、幾つかの角度から、どういう傷を

負っているのかというところが分かりやすく提示されたら、もうちょっとばつと見て分かったのかなという感じは受けました。

司会者

裁判所としては心理的に、精神的に負担がかかる証拠はできるだけ必要性がなければ避けるということにしておるわけですけれども。

3番

骨だったら、骨の白黒だったら何とか。あとイラストだったらさほどグロテスクさはないのかなと。臓器が出血しているさまは非常にグロテスクですが、骨が折れているのは何となく飲み込みやすいのではないかなと。それは人それぞれその耐性が違いますので何とも言えないのですが、ぼやんとぼやかした図を見せるぐらいだったら、もうちょっと、線だけでも構わないので、きちんとしていたほうが分かりやすかったのかなという気がしました。

司会者

ちょっと具体的なものがないのであれなんですけど、多発肋骨骨折が生じていて、それが死因となったかどうか、それが被告人の暴行によって生じたかどうか争点になっていて、その図が、それも写真だったか、ぼやかしたかどうかもちょうと。

3番

色が赤色とピンク色という、これは何かをぼやかした写真なんだろうなという印象のものを法廷で見せていただいたんですけれども、それこそ、解剖医の方にここがこうなってますと説明されないと分からなくて、それをこっちでメモするのだったら最初から線でちゃんと、色なんか必要ないので、線だけで骨がどう折れてるのかだけを説明していただいたほうが分かりやすかったかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。それから5番の方ですかね。

5 番

医師から、薬を大量に服用したらどういふふうになるかというような詳しい説明を分かりやすく言っていただいたんですけれども、そのときの口調が結構厳しそうだったので、その後、休憩を挟んで医師に質問するときに、ちょっと緊張するかなと思ったんですけれども、裁判員の質問に対してはすごく優しく答えてくださったので、何かほっとしたのを記憶しております。

司会者

それは誰の質問に対しては厳しかったんでしょうか。

5 番

誰の質問ということじゃなくて、被告人のとった行動に対して、こういうことはこうなんじゃないかというような、その説明の仕方が結構厳しめの口調で、毅然とした態度というか、ちょっときつめの口調だったなと思って。その後に私たちが質問できるというときに質問して、こういうことを質問したらまた厳しく返されちゃうかもしれないぐらいなことを思ってたんですけれども、裁判員の質問に対してはさらにかみ砕くように丁寧に説明をしてくれたような記憶があります。

司会者

内容的な理解のしやすさという点では問題はなかったでしょうか。

5 番

そうですね。それは問題なかったです。分かりやすかったです。

司会者

6 番の方お願いします。

6 番

ビデオリンクでやりとりをしてるときに、被害者の女の子の言動について、我々から見て何でこういうふうな態度というか、今こういう状態になってるんだろうみたいなところもあるんですけれども、それを精神科医の先生の後

からの説明で、こういう精神状態だからこういう行動に出るんですよとか、
こういう症状が出るんですよみたいなところを一つずつ説明していただくよ
うなことがあったために、女の子の精神的な状況もよく分かりました。その
先生の説明がないと一連の心理的状況というのは把握し切れなかったところ
もあるんじゃないかと思えたので、非常に簡潔明瞭に分かりやすく聞かせて
いただいたというふうに思っております。

司会者

通訳は入っていましたか。

6 番

被害者の女の子は日本語でしゃべってたので通訳はなかったです。

司会者

被告人が外国人なので、被告人のためには通訳がいるということですか。

6 番

そうですね。被告人と、あと被害者のお母さんの供述のときは通訳の方が
いました。

司会者

そうすると、裁判員の方と裁判官は当然日本語が分かるので、被告人のた
めにはもちろん当然通訳をしてますよね。

6 番

ああ、そういうことですね、しました。

司会者

7 番の方はいかがでしょうか。通訳が入って、何か分かりにくい点があり
ましたか。

7 番

先ほどと同じになりますけど、ワンクッション置くとなかなかストレート
な感情がこっちに伝わらないのかなと。

司会者

先ほどの点と同じことですかね。

7 番

ええ。全く同じでございます。

司会者

1 番の方は、治療医の尋問があったかと思いますが、いかがでしたでしょうか。

1 番

そうですね。専門用語が出てくるので、メモをとろうかなと、この用語はどんな字を書くんだろうなと書いてる間にどんどん進んじゃうので、最初は追いかけていくのも大変だったんですけど、分かりやすくは説明してくれたと思います。

司会者

専門用語が出るときに、その場では説明はないのですか。

1 番

さらっとその言葉を言うので、メモするのに、「ん？どんな漢字？」というふうに思うことはありました。

司会者

特に裁判所のほうでそれを止めて聞き直すとか、そういうことはなかったですか。

1 番

ちょっと忘れました。

司会者

証人の数が多い事件を担当された方が、1 番の方と 2 番の方で、5 人ずつぐらいなんですけれども、多数の証人で混乱したりしたようなことがあったかどうかとか、工夫点があるかどうかについていかがでしょうか。1 番の方

どうですか。

1 番

多いのは特に僕は感じなかったんですけど、先ほどとダブりますが、聞きたい人が来てなかったのが残念だったというか、聞きたかったなど。前の人の話を聞いたんで次の話があって、ちょっともう 1 回前の人に聞きたいと思ってもなかなかそれが聞けない状況だったんで。

司会者

ちなみに、聞きたい人というのはどういう立場の人のことを言われてるんですか。

1 番

記憶があるのが、被害者がけがを負った直後に会った同居人とか、被告人の奥さんにもう 1 回話を聞いてみたいなというときに、聞ける状況じゃなかったりとか。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

証人が多いのは特に混乱は生じなかったです。ただ、話の中で被害女性が住んでいる区が確か少しお話に出てきてしまっていて、ちょっとそれがまずかったのかなと思いました。他は特にビデオリンクも問題なく質問できましたし、よかったと思います。以上です。

司会者

出てきたのは区までということですよ。

2 番

そうですね。

司会者

この点について付加して述べておきたいという点はおありになりますでし

ようか。では、参加されている方から御質問等ございますでしょうか。

牧野弁護士

1点いいですか。

司会者

どうぞ。

牧野弁護士

6番さんにお伺いしたいと思います。11歳の娘さんについて、精神状態とか行動は後で専門家から話を聞いて理解できたというんですが、これは、11歳の娘さんがどんな精神的な傷を負っているかについて専門家が解説してくれたということなんですか。

6番

いや、そういうことではなくて、何か質問に対して答えを返さなければいけないときに、例えば言葉が出てこなかったりとか、あとは簡単に言えば泣き出したりとかという一連の動作というか、その状態ですよね。それに対して、そういう状態になるのはこういう心理的な要因があるからこういうふうな形になるんですよというようなことですかね、簡単に申し上げると。傷がどのとかという、そういう難しいところまではないと思います。

牧野弁護士

そうすると、証言するときに戸惑ったりなんかすることをあらかじめ想定して、検察官のほうでそれを説明する専門家証人を用意していたということになるんですか。

6番

いや、ちょっと記憶も曖昧なんですけれども、その先生が、その事件の後診察されたときと同じような状況が、今回の裁判の中でも同じような症状が出ていたというような感じで記憶してるんですけども。

牧野弁護士

分かりました。基本的には診察したときのことを証言するときの証人が、法廷での証言についても解説してくれたということなんですか。

6 番

同じような症状というか状態だったということですかね。

牧野弁護士

パターンだったねと。

6 番

そういうことですね。

牧野弁護士

分かりました。ありがとうございました。

司会者

今の点なんですけど、被害者をまず聞いて、お医者さんはその後で別の日に聞いてるわけですね。被害者とそのお医者さんと、どっちを先に聞いたか記憶はありますか。

6 番

被害者の女の子のビデオリンクでのやりとりがあって、その後、次の日かその次の日かにその先生が出てきて、その先生の診察の状況が後から出てきたというところですね。なので、ビデオリンクでの女の子の行動はこういうことだったんだというのが、後からその先生の説明で分かったという、そういう感じでしょうかね。

司会者

よろしいですか。

牧野弁護士

はい。

司会者

他の方はいかがでしょうか。では、ちょっと時間の関係もありますので、

証拠調べを踏まえて検察官や弁護人の述べる意見，論告・弁論について進めさせていただきます。この論告・弁論の内容が分かりやすいものだったかどうか，評議に役立つものだったかどうか，論告・弁論で提出された書面等を評議のときに見返したかどうかなど，御意見をいただければと思いますが。

1 番の方からお願いします。

1 番

私は分かりやすかったですね。ずっと1週間近く携わった後の話だったので。突然聞いたら，ん，と思うところを学習できたので分かりやすかったです。

司会者

それでは2 番の方お願いします。

2 番

論告の時点でも検察官の論告メモがあったので非常に分かりやすく，論点
が分かりやすかったです。ただ，弁護人のほうは，弁論でやはり訴えが苦しいかという場面が幾つかあって，検察官の論告に比べて分かりづらかったなというのが印象です。以上です。

司会者

犯人性が争われている事件と犯人性を認めている事件は別々に審理がされて，先に犯人性が争われているものについて，それで中間的な意見陳述がされて，その後，中間評議という形なんですかね。

2 番

はい。

司会者

認めている事件はその後に審理がされて，それについてはまたそれについての意見が述べられて，最終的な論告は，求刑とかがありますので，最後の認めている事件のところで行われたと，こういう流れなんですかね。

2 番

はい。

司会者

では3番の方お願いします。

3 番

検察の方の論告が非常に明確で、しかも検察の方は求刑をずばりと申しただけのもので、こちらとしても入りやすいのですけれども、それに対して弁護人の方の最終弁論では、具体的にどう減刑してほしいということをさほど述べずに、なおかつ、どういう情状であってほしいということもそのときはおっしゃっていただけなかったもので、これは減刑の余地はあるのかなというところも含めて、弁護人の方がさほど要求してくださらなかったもので、何となくやはり評議もスムーズに進みまして、評議の日程が1日キャンセルになって短くなったんですけれども、それぐらいきちんとした論告に対して弁護人の方のもやっとした弁論だったので、それがよかったのかもしれないんですけれども、弁護人の方もすごくこれは苦勞されてらっしゃるんだという印象は受けました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では4番の方お願いします。

4 番

検察官は多くの資料を提出することで論告が非常にやりやすいと思うんですね。弁護側は結局それをどういう形で弁論していくかということになってくると、どうしても資料不足ということで、これは仕方のないことだというふうに私は理解しました。以上です。

司会者

論告のほうは結構細かい字でA3で2枚半になってるんですけど、どういふふうにお感じになりましたか。細かいという感じですか。

4 番

細かいというか、これは絶対に被告人がやはり犯人であるという決意みたいなものがあるって、そのための証拠を圧倒的なものを並べると。これも多いようですけれども、まあ仕方ない、これぐらいになっちゃうのかなど。結局、弁護側はそういう証拠を付けられて、被告人が本当にやったかどうかという認識をするためには、そうすると被告人の深層心理を明確にしていけないとどうしようもないということにぶつかっちゃうんじゃないかなど。そうなってくると、なかなかそれを証拠として出すというのは非常に難しいなというのが私の感想です。

司会者

ありがとうございました。それでは5番の方お願いします。

5 番

私は、論告・弁論両方とも分かりやすかったと思います。論告のほうはやっぱり見た目は分かりやすいんですけども、弁護人の話し方もこのときは何かすごくはっきり話してくださったような記憶があって、分かりやすかったような記憶があります。

司会者

ありがとうございました。では6番の方お願いします。

6 番

決定的な証拠がない中での論告と弁論で、検察のほうで被告人以外犯人になる人がいないんじゃないかというようなところまで積み重ねてきていただく中での論告、それに対して否定する弁論は内容がちょっと弱かったかなというふうな記憶があります。

司会者

評議のときにはこの論告とか弁論も見返しながら評議を行ったということでもよろしいですかね。

6 番

そうですね。弁論の内容を、要は一つずつ潰していくといたしますか、そんな中での結論といたしますか、そういったところにたどり着いたという感じが
す。

司会者

ありがとうございました。では7番の方をお願いします。

7 番

論告・弁論とも端的に言えば分かりやすかったということですね。以上で
ございます。

司会者

では8番の方をお願いします。

8 番

自分も同じで、分かりやすかったかなとは両方思います。確か論告のとき
に被害者側の弁護人の方も意見を言ってくださって、それも大変参考になっ
たかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。こういう点を付け加えておきたいという方はお
られますか。では参加者の方からどうぞ。

山下検察官

刑に幅があって、例えば検察官がその犯罪で被告人に対して懲役10年が
相当だというふうに言ったとします。でも、なぜ12年でも8年でもなく、
10年がいいんだという検察官の説明について、数字との結び付きがうまく
できてたかどうかというところについて、どうお感じになったでしょうか。

司会者

いかがでしょうか。それなりに納得できる説明がされていたと思われる方、
挙手を願います。(挙手 1番, 2番, 3番, 7番) 4人ぐらいですかね。

ありがとうございました。そうすると、他の方はあまりその数字との結び付きではよく分からなかったと、こういうことになりますかね。

4 番

判例を示されまして、こういうケースの場合はこうだと。それで類推するとその辺が適当なのかなという、自分の判断ではなくて。

司会者

示されたというのは、裁判所のほうからということですか。

4 番

そうです。判例を当たって。

司会者

裁判例で何年になってるということですかね。

4 番

ええ。

司会者

今のぐらいでいいですか。

山下検察官

はい。

司会者

どうぞ。

森岡弁護士

では、ちょっとまた挙手形式で聞けることをお聞きしたいと思うんですが、二つお聞きしたいです。論告と弁論について、分かりやすいという御意見もあり、ちょっとどうかなという御意見もありましたが、論告はほとんどメモが配られてると思いますが、その論告メモと、配布している場合は弁護人の弁論のメモ、これを評議の中で参照しながら考えていただけたのかという点が1点と、今判例というお言葉が出ましたけれども、量刑グラフを示しなが

ら弁論をしている弁護人がいたかどうか教えていただきたいと思います。

司会者

質問は、評議の中でどのくらい弁護人の弁論のメモが使われたかどうかで、全然使われないということはもちろんないと思うんですけど、よりよく使われたなという印象を持たれたという方がどのくらいおられるかということですね。あんまりそういう印象は持たれなかったですか。最後に論告求刑の後に弁護人のほうの弁論がありますよね。その弁護人の弁論のメモについて、評議の中でよりよく用いたなという印象を持たれてるかどうかということなんですけれども（挙手の有無を確認した。）。手が挙がらなかったと思うんですが、いいですか。では、二つ目の質問なんですけど、弁護人が量刑グラフを示して数字との結び付きを弁論の中で行ったということがあったかどうか。いかがでしょうか。

2番

ありました。なので求刑の7年は重いのではないのでしょうかという意見が弁護人から出てました。

司会者

要するに5件のわいせつ等の事件では弁護人の方が量刑グラフを用いた弁論をされたということですね。

2番

はい。

司会者

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。今までいろいろ意見をお聞きしたわけですけども、その他に言っておきたいこと、選任の段階も含めて公判審理も含めてですね。例えば選任から公判までの間とか休憩のとり方とか期日の進め方とか何でも結構です。それ以外にも、この機会にこれから裁判員を今後経験される方に言っておきたいことも含めて、ありま

したら御意見をいただきたいと思います。では8番の方がいかがでしょうか。

8番

裁判の中でも、言葉は悪いんですけど、軽いものから重いものまであって、事件の内容というのは実際に裁判所に来てから知らされるわけで、それを早めを知るか知らないかによっては、人それぞれ感じ方が違うと思うんです。自分自身は裁判所に来て初めてその事件の内容が分かったことで、一番最初に便りが届いて、この事件の内容を知るまでの期間、そこまで毎日考えることもなく過ごせたかなと思ひまして。これはもし重い事件で早めに知らされたとすれば、担当する方は重い気持ちなんだろうなというものもありますし、参加する方も減るのではないかなと思ひまして、この流れは大変よかったかなと思ひます。以上です。

司会者

ありがとうございました。では7番の方お願いします。

7番

5月頃の新聞だったと思うんですが、高校生のアンケートが出てまして、裁判員になりたいか、なりたくないかというアンケートが出てまして、75%の高校生の方がなりたくないというような回答を送られたと。なってもいいというのは25%だという驚くべき数字が載ってたんです。こういった問題に関して、裁判員制度は、裁判所の方とか弁護士とか検察の方がいろんな試行錯誤の上によろやく8年間経過しようとしているところで、今後定着していく必要は絶対あると思う人間の一人として、今後そういう若い人たちの教育とかそういったことを通じて、どのように定着させていくかということをお客様はどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞きできたらいいかなと思ひますが。お答えがございましたら、ちょっと教えていただきたいと思ひます。以上です。

司会者

参加する意欲というか参加のパーセンテージを上げるためにどういう工夫点があるか、どういうことをやっていくといいかということですかね。裁判所としては、やはり裁判員制度についての広報をもっとしっかりやって、その内容をよく知っていただくということが第一かなと思っております。そのためにいろいろ工夫はして、実際に私も中学校とかにも出前講義で行ったこともございますけれども、そういう地道な努力を続けることがまず一つで、それから参加しやすい工夫ですね。ここでの御意見も踏まえて、よりよく分かりやすく心証をとりやすく参加しやすいように工夫をしていきたいと思っております。参加されている検察官から何かございますか。

山下検察官

ほとんど同じですね。広報活動はやってはいますけれども、今後一層やっていかななくてはいけないということだと思います。

森岡弁護士

同じでございます。

司会者

ちょっと教育という話が出たんですけれども、学校教育の中でもよりよくそういうのをやっていただければ大変有り難いかなというふうには思います。ありがとうございます。では6番の方お願いします。

6番

今回一連のこの裁判員制度に参加させていただいて非常にいい経験をさせていただいたというのが一番です。裁判所に来てからずっとこの一連の裁判が終わるまで、非常に過保護なぐらいよくしていただいて、そこまでしていただかなくてもいいんじゃないかぐらい、裁判所の方々には手取り足取りというか非常によくしていただいたと思います。そこまで、そんなにといい感じはありました。あと、一番最初に最高裁判所からの書面が届いたんですけれども、あれは非常に心臓によくない。封筒に最高裁判所とばあんと大きく

あって、裁判員制度というのは字が小さかったんですね。あれは逆でもいいんじゃないかな。何かしたんじゃないかなというふうに思って、だったら逆に裁判員制度ですというふうなものを大きくうたっていただいたほうが、ああ、そっちかというふうに思いますので、そのほうが受け取るときに、人の目を気にするんじゃないんですけれども、その辺で裁判員制度のためのお知らせですよというのが分かったほうがいいかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。では5番の方をお願いします。

5番

私もちょっと同じ意見なんですけれども、この意見交換会が決まった際にもやっぱりそういう東京地裁からの封筒が来るんですけど、それが何回か来たので、この人何やったんだろうと郵便屋さんにも思われなかなと、裁判員制度とか何か書いてあるほうがちょっと安心かなという気はしました。あと、これから裁判員になるか悩んでる人もいると思うんですけど、私はこの裁判が終わって2、3週間ぐらいはちょっと気持ち的に引きずったところもあるんですけど、1か月後ぐらにはもう忘れてた、今もすっかり忘れてるというか、いい経験をさせてもらったなというような感じで思ってるぐらいなので、事件にもよると思うんですけど、そこまで多分、重く感じ過ぎない人もいるんじゃないかなとお伝えしたいと思います。あと、裁判員制度を広めるというのと、ちょっと参考にはならないかもしれないんですけど、キッザニア東京で裁判官と弁護士といろいろと子供たちが体験できるものがあるんですね。あと検事と。そういうものを子供たちが結構楽しんでそれぞれの役割を演じて、何かいいなと思ったので、そういうふうに小学生なり中学生なりで何か一つの事件を取り上げて、あなたは弁護士役、あなたは検事役、あなたは判事役でという役割分担をさせるような機会があったら、もうちょっと身近になるんじゃないかなというような気がしました。

司会者

ありがとうございます。高校生向けだと模擬裁判みたいなものもあるんですけれども。では4番の方お願いします。

4番

まず最初に裁判員候補者としてあなたは選任されましたという通知を受けたときに、非常に不思議な感じで何で僕が選ばれたんだろうと、何か宝くじに当たったような、実際に私は当たったことはないんですけれども、非常に不思議な印象を持ったことを思い出します。それから実際に裁判員としての仕事なんですけれども、現実の評議というのは、実際に今そこで起きてることを自分の判断ですぐ決着をつけなきゃいけない、この経験というのは、いまだかつてあんまりそういう経験がないもので、私にとっては非常に緊張する経験でした。そういう意味で、何とかなるだろうという感じで、ここへ来たわけなんですけれども、大変そういう緊張感を覚えたということがありまして、それに慣れるというのは、例えば裁判員に選ばれた後、オリエンテーションを半日なり数時間やっていただくということが非常に大事じゃないかなと。そういうことである程度頭の中を慣らしていくといいますか、何となくここへ出てきて、評議があるというのは非常に僕は難しいことだと実感しましたね。そういうことで、そういう選ばれた人たちのレクチャーを数時間その事前にやるということが大事なのではないかなということを思いました。大体そんなところですよ。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方お願いします。

3番

以前から裁判の傍聴など何度か行ってございまして、今回、裁判員候補者の名簿に載りましたという通知が来たときは正直ガッツポーズするぐらいうれしかったんですね。私は以前にも裁判所から何度か封筒が来たことが実はあ

りまして、自分の住んでいる部屋の家主が破産をしたというので、差押えでございませうという封筒が2度ほど来たことがありまして、それによって家賃を供託してくださいということでどこかに行くということを何度もやっておりましたので、今回来たときは、封筒の様子が若干違ったので、これは違うやつだなというふうにまず思いました。ですが、何となくやりとりを繰り返していると、やはり茶封筒にまた戻ってきてしまって、今回の意見交換会のやつも茶封筒で来るので、何か裁判員に関わるやつは封筒の色だけでも変えたほうがちょっと分かりやすいし、ポップなんじゃないかなという気はいたしました。黄緑色とか。茶封筒が来ると、これはちょっと裁判所からまづいのが来たなという印象がありますので、若干その敷居は下げたほうがいいのかなという印象は持ちました。あとは、もっと傍聴の機会を増やして、一般の方に裁判って何か普通の生活と地続きのところまで事件が起こっていることを知っていただくのが一番手っ取り早いのかなという感じはしました。自分が知らないところで新聞であったりネットニュースであったりテレビであったりで事件が行われていて、自分の知らない人がそれを裁いているんだというような印象を持ちますけれども、実は本当は隣のところで事件が起こっていて、それを裁いているのも何かそういう近い人たちなんだということを知っていただくためには、傍聴の機会をもっともっと広報していただいて。裁判員裁判というのは結局抽選だから受からなかったら受からないし、当日行ってもそれに漏れてしまったらならない人はならないですし、スケジュールの関係でどうしてもその裁判には出られないということは多々あると思いますので、もっと傍聴の機会を何か大々的にしたほうがよいのかなという気もいたしましたし、あとはドラマ的なものに全面協力をして、裁判とかそういったものを身近に知っていただくということが大事なのかなと思いました。今回、本当に裁判員に選んでいただいて、こんなラッキーなことはないと思うぐらいの経験はさせていただけたとは思っています。以上です。

司会者

ありがとうございました。傍聴の機会をもっともっと増やせばいいんですけれども。団体傍聴の場合に傍聴した後にも説明するようなこともありますね。では2番の方をお願いします。

2番

裁判中は裁判長や裁判官の方に大変お世話になって本当に感謝してますし、司法の流れというのを本当に身近に感じられて、私たちはこういったものに守られているんだということを実感することができました。裁判中一番困ったのは、お休みを10日近くとることが本当に大変で、上司の理解とか企業の理解とか、そういったところがすごく難しく、やっぱり一般企業の人で10日間平日休むということはすごく大変なんだということを実感しました。なので裁判員が決まったら、何かその企業に対して御協力をお願いしますという一報があると、私ももうちょっとお休みがとりやすかったのかなと思います。同僚にも裁判をやってるということが言えないので、何で休むんだという冷やかな批判を感じたりして、裁判の中身というよりは、そういったものが最もつらかったんですね。なので広報活動で一般企業や所属団体のほうに理解があると、もっと裁判員に参加する方が増えるんじゃないかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。裁判所からの説明が不十分だったかもしれませんが、職場を休む上では同僚とか上司の方には話していただいても構いません。では1番の方をお願いします。

1番

私は皆さんとそこそこ同じなんですけど、通知ですね。通知はもうちょっとやわらかい感じで。一番最初に受け取ったとき不在票で受け取ったんですけど、裁判員と封筒に書いてるのも見えなかったんで、まず夕方ポスト開け

たら、うちの奥さんが見る前にまず隠したんですね。やばい、何が書いてあるんだろうと思って。その日、夕方は再配達できなかつたんで、夜はそのまま頭の中でぐるぐる回って、何やったかな、何やったかなと、ちょっと何か身の回りを片づけたりもしたぐらいなんで、もうちょっとやわらかい感じで是非お願いしたいというところです。あと今2番の方からもお話が出たように、私はまずその選任とかを含めて8日間休んだんですけど、その月はどうしても忙しくて出なければいけない日があったので、結局休みが一日もないんですね、会社で。自分で言うのもなんですけど、皆さんが聞いて分かるような企業に勤めてるんですけど、そこで初めて休んだんですね。会社側に話をして、他の裁判員の方は有給をとれたりとかしてるという話もしたんですけど、うちの会社は認められないと。決まりだろうけれども、自分の好き勝手に行くんで、自分の公休を使いなさいということだったんですね。それが大変困りました。今おっしゃっていたように、やっぱり会社に対して、我々だけじゃなくて、あなたのところの従業員が選ばれましたと、参加させなきゃいけない義務がありますよという正式な書面を会社に対していただきたかったですね。私は、書かれてる内容をそのまま読んで、まず行かなければいけない、抽選のときも制裁がある、義務であるというところで行ったんですけど、後で開けてみたら、これ答えられる質問かどうかあれなんですけど、制裁を受けた人間がないという情報も聞いたんですね。ネットに書かれているものが全部100%情報が合ってるとは言えないと思うんですけど、実際制裁を受けた人っているんですかね。出頭しなくて。今までに。

司会者

私が全部掌握しているわけではありませんけども、私の聞いた範囲内ではそういう制裁の措置を講じられた例は聞いたことはないです。

1番

そうすると、やっぱり今ネットがある世界なので、同僚なんか会社なんか

も含めて、いろいろ見てみると、何だ、行かなくていいんじゃないのと、行かなくても大丈夫じゃないのと、勝手に休んでるんじゃないのと、やっぱりそういう方向になっちゃうと思うんですね。後々聞いてみたら、会社の中で裁判員として参加したのは私が初めてだったんですけど、出頭せずに無視をしていた人間が多数いたというのが分かって、そういう人間からもそういう話が出て、今実際に私が会社の中でも一部言われてるのが、勝手に行って休んでるとい、最終的に評価が悪くなってるんですよ。裁判員が終わった後にアンケートを書きました。そのときは参加してよかったなととても思っていました。でも正直、今は参加してよかったと思っているのは1割もないです。そういう弊害があったので。ですので、きちんと企業や経営者に対してそういう広報活動とか、もっときちんとした制裁みたいなものですかね、来なければ制裁というのであれば、きちんと決まりがあるのであればそれを運用してほしいという思いがとてもありますね。あと、評議室は、もうちょっと明るいほうがいいと思います。何か暗いので、お花を置いたりとか、もうちょっとできないかな、というところがありましたね。裁判中は裁判長、裁判官の方々、皆さんよくしていただいたので、その1割のよかったというのはそこになります。是非広報活動を企業に対してやってほしいです。あと一つ、なかなか皆さん言わないことなのかもしれないですけど、日当が安過ぎます。なかなか、この内容でというところですね。以上です。

司会者

ありがとうございました。参加した検察官、弁護士から一言ずついただきたいと思います。では検察官からどうぞ。

山下検察官

今日の意見交換会、とても参考になることを多々いただきましてありがとうございました。今後も引き続き分かりやすい裁判員裁判をやっていきたいと思っておるところでございます。ありがとうございました。

司会者

では弁護士から。

森岡弁護士

今日は本当にどうもありがとうございました。最後の皆さんの忌憚のない御意見は非常に、裁判所は大変だなというふうに思って聞いていたので、興味深かったですけれども、中身については本当に勉強になりました。今日は弁護士会からも何人もメンバーが来ていますので、お聞きした内容を踏まえてまた弁護士会の中での研修を組み立てたり、どういうふうにみんなに周知していくかということを考えたりしたいと思います。ありがとうございました。

司会者

いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。裁判所、それから検察庁、弁護士会協力して継続して努力してよりよい運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。周りの方にも御経験を伝えていただければと思ひます。本日は本当にありがとうございました。

以 上